

おくやみハンドブック

春日部市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンや PC で簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ」も是非ご利用ください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

春日部市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

春日都市役所 048-736-1111

事前準備について

春日部市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」
をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。
下記二次元コードを読み取りぜひご活用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、
春日部市役所へお越しください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 相続人となる方と亡くなられた方の関係が分かる書類**（戸籍謄本など）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号通知書、年金手帳及び年金証書**
※見当たらない場合はその旨お申し出ください。
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書**
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証**
- 医療費受給者証（こども・重度心身障害者・ひとり親）**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

来庁される方の本人確認書類について

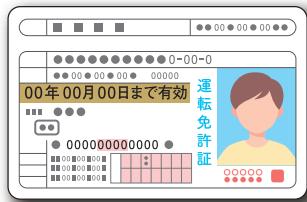
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (48 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (52 ページ参照)
4ヶ月以内			
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (51 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (52 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

春日部市で必要な手続きについては 7 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	(お亡くなりになった方が世帯主だった場合) お亡くなりになった方以外に同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金のみを受給していた（第1号被保険者期間のみ）	P.9
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入したことがある（未受給）	
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入したことがあり、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.10
	<input type="checkbox"/>	厚生年金（共済年金）を受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金（共済年金）に加入したことがある	
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.12-13
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	P.13-14
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等を持っていた	P.15-16
子育て	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園、幼稚園等に入園している	P.17
	<input type="checkbox"/>	子どもが放課後児童クラブに入室している	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	遺児手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費を受給していた	P.23

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	市立学校の学校給食の申し込みをしていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	就学援助を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	春日部市入学準備金・奨学金を利用していた（返済中）	
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	経過的措置による福祉手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	在宅重度心身障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度の年金を受給していた	P.30
不動産	<input type="checkbox"/>	不動産（土地・建物）登記のある資産がある	P.31
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・建物）を所有していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	未登記建物を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	納税管理人となっていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	市・県民税が課されていた	
その他	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
その他	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた（125cc以下のバイク）	P.35
	<input type="checkbox"/>	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	
その他	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	P.36
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	汲取り式トイレを利用していた	
その他	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	P.38
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	
その他	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.39
	<input type="checkbox"/>	犯罪行為により亡くなられた	
その他	<input type="checkbox"/>	交通事故により亡くなれた、市内小中学生方の保護者	P.40
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用していた	
その他	<input type="checkbox"/>	配食サービスを利用していた	P.41
	<input type="checkbox"/>	重度要介護高齢者手当を受給していた	
その他	<input type="checkbox"/>	家族介護用品支給事業を利用していた	P.42
	<input type="checkbox"/>	高齢者安心見守り事業を利用していた	
その他	<input type="checkbox"/>	農地の賃借をしている（利用権設定・農地中間管理権設定）	P.43
	<input type="checkbox"/>	農地を所有している	
その他	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入している	P.44
	<input type="checkbox"/>	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしていた	
その他	<input type="checkbox"/>	自然災害や火災、交通事故で亡くなられた方の遺族	P.44
	<input type="checkbox"/>	森林の土地（生産緑地に指定された土地）を所有していた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納または破棄

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。相続等の手続きで必要となることがありますので、しばらくの間は保管することをお勧めします。 不要になりましたら、返納または裁断等して破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	市民課  048-796-5981

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納または裁断等して破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	市民課  048-796-5981

(お亡くなりになった方が世帯主だった場合)

お亡くなりになった方以外に同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ必要となります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの	市民課 ☎ 048-796-5981
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 印鑑	

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金のみを受給していた（第1号被保険者期間のみ）

手続き 未支給年金（死亡届）の手続き

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が請求することができます。第3号被保険者期間がある方や厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	できるだけお早めに (5年以内)
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死亡の事実を明らかにできる書類 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書、年金手帳および年金証書（無くても大丈夫です） <p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（無ければ、その他本人確認書類） <input type="checkbox"/> 預金通帳 <p>その他については、担当課にご確認ください。</p>	ご遺族
問い合わせ先	市民課
	☎ 048-796-8554

国民年金に加入したことがある（未受給）

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金の納付があるとき、遺族が受け取ることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	できるだけお早めに (2年以内)
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書および年金手帳（無くても大丈夫です） <p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（無ければ、その他本人確認書類） <input type="checkbox"/> 預金通帳 <p>その他については、担当課にご確認ください。</p>	ご遺族
問い合わせ先	市民課
	☎ 048-796-8554

国民年金に加入したことがある、その方によって生計維持されていたこどもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金に加入したことがある方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていたこども（18歳到達年度末までの子。障がい者は20歳未満）のいる配偶者や子どものうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	できるだけお早めに (5年以内)
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書（死体検案書）のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書および年金手帳（無くても大丈夫です）</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（無ければ、その他本人確認書類） ※子どもの分も必要</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳</p> <p>その他については、担当課にご確認ください。</p>	ご遺族
	問い合わせ先
	市民課 ☎ 048-796-8554

MEMO

2. 年金に関する手続き

厚生年金（共済年金）を受給していた

手続き 未支給年金（死亡届）の手続き

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	できるだけお早めに (5年以内)
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 未支給年金（死亡届）の手続きに必要な持ち物は、年金事務所（共済年金は共済組合）へご確認ください。</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 未支給年金（死亡届）の手続きに必要な持ち物は、年金事務所（共済年金は共済組合）へご確認ください。</p>	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	春日部年金事務所 ☎ 048-737-7112 (共済年金は共済組合)

厚生年金（共済年金）に加入したことがある

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金（共済年金）は、厚生年金（共済年金）に加入または受給していた方が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす時に、その方によって生計維持されていたご遺族が受け取ることができます。	できるだけお早めに (5年以内)
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 遺族厚生年金（共済年金）の請求に必要な持ち物は、年金事務所（共済組合）へご確認ください。</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 遺族厚生年金（共済年金）の請求に必要な持ち物は、年金事務所（共済組合）へご確認ください。</p>	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	春日部年金事務所 ☎ 048-737-7112 (共済年金は共済組合)

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
手続き可能な人	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等） <input type="checkbox"/> 喪主の方の銀行等の口座が分かるもの 	国民健康保険課 （国保給付担当） ☎ 048-796-8645

手続き② 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、届出が必要です。	亡くなられた日から14日以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書等 遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（別世帯の方が届出人となる場合） 	国民健康保険課 （国保税担当） ☎ 048-796-8658

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 資格確認書等（世帯全員分） 	国民健康保険課 (国保税担当) ☎ 048-796-8658

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、窓口で返却していただく必要があります。 (医療費の精算が済んでいない場合は、ご相談ください)	資格を喪失したときから14日以内
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書等 	国民健康保険課 (後期高齢者医療担当) ☎ 048-796-8679

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等） <input type="checkbox"/> 喪主の方の銀行等の口座が分かるもの	葬祭執行者（喪主）

手続き③ 保険料の精算・医療費給付等に関する届出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなれたことにより保険料額が変更となった場合の送付先や高額療養費が発生したときの支給先を、相続人代表者様へ変更する手続きです。	亡くなれた日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 相続人代表者様の印鑑、銀行等の口座が分かるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（別世帯の方が相続人代表者となる場合）	ご遺族

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証等を持っていた

手続き① 介護保険被保険者証等の返却または破棄

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、市役所または庄和総合支所の窓口で返却または破棄していただく必要があります。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 	介護保険課 ☎ 048-796-8275

手続き② 保険料の精算・サービス費等に関する届出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなれたことにより保険料額が変更となった場合の郵便物の送付先や、高額介護サービス費等が発生したときの支給先を相続人代表者様へ変更する手続きです。	亡くなれた日の翌日から 2年以内
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新しく郵便物の届け先となる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人となる方の口座の情報が分かるもの（キャッシュカード、通帳など） <input type="checkbox"/> 認印 <input type="checkbox"/> 相続人となる方と亡くなれた方の関係が分かるもの（戸籍謄本など）（別世帯の方が相続人となる場合） 	介護保険課 ☎ 048-796-8275

手続き③ 障害者控除対象者認定申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が要介護 1 以上の認定を受けており、確定申告で障害者控除を受ける予定がある場合、障害者控除の対象者として認定されるための申請をしていただく必要があります。	準確定申告の場合、亡くなられてから4ヶ月以内に要申告
必要なもの	手続き可能な人
	ご遺族

MEMO

5. 子育てに関する手続き

こどもが保育園、幼稚園等に入園している

手続き 保育施設等の手続き

手続き詳細	期 限
保育施設等に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
	保育課 ☎ 048-736-1139

こどもが放課後児童クラブに入室している

手続き 放課後児童クラブの手続き

手続き詳細	期 限
放課後児童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	こども育成課 ☎ 048-739-6836

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
<p>児童手当を受給していた保護者や児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当がある場合は、手続き後、児童または受給者の口座にお振込となります。</p> <p>また、今後児童を養育する方への受給者変更が必要になりますので期限内に申請をお願いします。</p> <p>ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。</p> <p>児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届等の提出が必要です。</p>	亡くなられた日の翌日から 15日以内
手続き可能な人	今後児童を養育する方 児童手当受給者
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（申請者名義のもの）</p> <p>【未払い分がある場合】</p> <p>※ 未払い分の有無については、申請時ご案内いたします。未払い分がある場合は児童の口座番号確認書類も必要になります。 (後日郵送可)</p>	<p>こども支援課 ☎ 048-736-1135</p>

MEMO

5. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。</p> <p>また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届等の提出が必要です。</p>	亡くなられた日から14日以内
手続き可能な人	
	今後児童を養育する方 児童扶養手当受給者
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類</p> <p>【未払い分がある場合】</p> <p>※ 未払い分の有無については、申請時ご案内いたします。未払い分がある場合は児童の口座番号確認書類も必要になります。 (後日郵送可)</p>	<p>こども支援課 ☎ 048-736-1135</p>

MEMO

遺児手当を受給していた

手続き 遺児手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
遺児手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があるため、支給が停止となる可能性があります。 遺児手当の対象児童が亡くなられた場合、変更届等の提出が必要です。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <p>【未払い分がある場合】</p> <p>※ 未払い分の有無については、申請時ご案内いたします。未払い分がある場合は児童の口座番号確認書類も必要になります。 (後日郵送可)</p>	こども支援課  048-736-1135

MEMO

5. 子育てに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
<p>特別児童扶養手当を受給していた保護者や児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば、手続き後、児童または今後児童を養育する方の口座へお振込みとなります。</p> <p>また、今後児童を養育する方は新たに受給者として申請することができますが、所得制限があり、申請者等の収入によっては支給が停止となる場合があります。今後児童を養育する方が対象児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、資格喪失届等の提出が必要です。</p>	亡くなられた日から14日以内
手続き可能な人	今後児童を養育する方 特別児童扶養手当受給者
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 申請者と児童の戸籍謄（抄）本 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳もしくはキャッシュカード（申請者名義のもの） <p>【未払い分がある場合】</p> <p>※ 未払い分の有無については、申請時ご案内いたします。未払い分がある場合は児童または今後児童を養育する方の口座番号確認書類も必要になります。（後日郵送可）</p>	<p>こども支援課 ☎ 048-739-6813</p>

MEMO

ひとり親家庭等医療費を受給していた

手続き ひとり親家庭等医療費の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
<p>ひとり親家庭等医療費の受給資格者（保護者）が亡くなられ、今後児童を養育する方がいる場合は、その方が新たな受給者として申請できることがあります。</p> <p>ひとり親家庭等医療費の対象児童が亡くなられた場合、対象児童の受給者証を返還してください。</p>	<p>亡くなられた日の翌日から 15日以内</p> <p>※期限後でも申請は可能ですが、有効期間開始日が申請日からとなります。対象児童が亡くなれた場合の期限はなし。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> その他、申請される方や児童の状況によって必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。</p>	<p>こども支援課 ☎ 048-739-6813</p>

MEMO

5. 子育てに関する手続き

こども医療費を受給していた

手続き こども医療費の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
<p>こども医療費の受給資格者（保護者）が亡くなられて、今後児童を養育する方がいる場合は、その方が新たな受給者として申請することができます。</p> <p>申請される方が、児童の父母でない場合や児童と同居していない場合は、事前に必要な書類等をお問い合わせください。</p> <p>こども医療費の対象児童が亡くなられた場合、対象児童の受給者証を返還してください。</p>	<p>できるだけお早めに ※対象児童が亡くなられた場合の期限はなし。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> こども医療費受給者証</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（申請者名義のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の加入健康保険が分かるもの（資格確認書、資格情報のお知らせなど）</p>	<p>こども支援課 ☎ 048-739-6813</p>

市立学校の学校給食の申し込みをしていた

手続き 学校給食申込変更届（給食費納入義務者）または学校給食停止届（給食喫食者）

手続き詳細	期 限
<p>給食費納入義務者が亡くなられた場合、変更が必要となります。学校給食を食べていたお子さんが亡くなられた場合は、給食停止届を提出していただきます。</p>	<p>できるだけお早めに</p>
必要なもの	問い合わせ先
	<p>学校給食課 ☎ 048-739-6806</p>

就学援助を受給していた

手続き 就学援助の受給申請

手続き詳細	期 限
就学援助を受給していた申請者が亡くなられた場合、死亡した月をもって受給資格が喪失となります。継続して援助を希望する場合は、今後児童生徒を養育する方から新たに申請が必要です。 就学援助の支給対象となる児童生徒が亡くなられた場合、死亡した月をもって受給資格が喪失となります。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 	学務課 ☎ 048-739-6804

春日部市入学準備金・奨学金を利用していた（返済中）

手続き 入学準備金・奨学金の返済手続き

手続き詳細	期 限
入学準備金・奨学金を返済中の方が亡くなられた場合、相続人に債務が引き継がれるため、今後について確認させていただきます。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
	学務課 ☎ 048-739-6804

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、返還していただく必要があります。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input checked="" type="checkbox"/> 故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	障がい者支援課  048-736-1131

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、返還していただく必要があります。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input checked="" type="checkbox"/> 故人のもの <input type="checkbox"/> 療育手帳	障がい者支援課  048-736-1131

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input checked="" type="checkbox"/> 故人のもの <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	障がい者支援課  048-736-1131

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	障がい者支援課 (更生医療・精神通院) 048-736-1131 こども支援課（育成医療） 048-739-6813

重度心身障害者医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返還、未請求分の医療費請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証について、返還していただく必要があります。	医療費の支払いをした翌日から5年以内
また、未請求分の医療費領収書があれば、相続人が請求の手続きを行うことができます。	手続き可能な人 ご遺族 (医療費請求は相続人)
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（別世帯の方が相続人となる場合）	障がい者支援課 048-736-1131

6. 障がい福祉に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の未支払手当請求

手続き詳細	期 限
未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	亡くなられた日から2年以内
手続き可能な人	
	本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 	障がい者支援課 ☎ 048-736-1131

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の未支払手当請求

手続き詳細	期 限
未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	亡くなられた日から2年以内
手続き可能な人	
	本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 	障がい者支援課 ☎ 048-736-1131

経過的措置による福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の未支払手当請求

手続き詳細	期 限
未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	亡くなられた日から2年以内
手続き可能な人	本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 	障がい者支援課 ☎ 048-736-1131

在宅重度心身障害者手当を受給していた

手続き 在宅重度心身障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
在宅重度心身障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、相続人が受取ることができます。	亡くなられた日から5年以内
手続き可能な人	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（別世帯の方が相続人となる場合） 	障がい者支援課 ☎ 048-736-1131

6. 障がい福祉に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 障がいのある方の死亡が分かる住民票（除票）または戸籍抄本</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 加入者の住民票または戸籍抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 加入者名義の口座番号確認書類</p>	<p>ご遺族</p> <p>問い合わせ先 障がい者支援課 ☎ 048-736-1131</p>

手続き② 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	<p>なし (ただし、遡って請求できるのは過去3年分のみ)</p> <p>手続き可能な人 ご遺族 年金管理者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書（原本）、原本が無い場合は、コピーに「原本証明」が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡が分かる住民票（除票）または戸籍抄本</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 障がいのある方の住民票または戸籍抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 障がいのある方もしくは年金管理者の口座番号確認書類</p>	<p>障がい者支援課 ☎ 048-736-1131</p>

障害者扶養共済制度の年金を受給していた

手続き 障害者扶養共済制度の年金受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
障害者扶養共済制度の年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届を提出する必要があります。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 障がいのある方の死亡が分かる住民票（除票）または戸籍抄本 <p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	手続き可能な人 ご遺族 年金管理者 年金受給権者の相続人 問い合わせ先 障がい者支援課  048-736-1131

MEMO

7. 不動産に関する手続き

不動産（土地・建物）登記のある資産がある

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください。</p> <p>遺族のもの 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください。</p>	<p>法務局 ☎ 048-752-2339</p>

MEMO

8. 税金に関する手続き

固定資産（土地・建物）を所有していた

手続き　納税義務代表者の届出もしくは現所有者の申告

手続き詳細	期　限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	賦課期日（1月1日）よりも、前の死亡はすみやかに、後の死亡は現所有者であることを知った日の翌日から30日以内 手続き可能な人 ご遺族（相続人）
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 被相続人の死亡が分かるもの <input type="checkbox"/> 相続人の現在の戸籍等 <input type="checkbox"/> 被相続人と相続人の関係がわかるもの <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書（該当の場合） 	資産税課 ☎ 048-796-8712（土地） ☎ 048-796-8793（家屋）

未登記建物を所有していた

手続き　家屋（補充）課税台帳登録者の変更届

手続き詳細	期　限
登記をしていない家屋（未登記家屋）の所有者が亡くなられた場合、未登記家屋を相続される新所有者を特定するため、家屋（補充）課税台帳登録者変更届をご提出ください。	できるだけお早めに 手続き可能な人 ご遺族（相続人）
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、相続、会社合併、贈与、遺贈、売買であることが分かるもの 	資産税課 ☎ 048-796-8793

8. 税金に関する手続き

納税管理人となっていた

手続き 納税管理人の変更届

手続き詳細	期 限
納税管理人となっていた方が亡くなられた場合、新たな納税管理人を定めるか、納税管理人を廃止するかの申告書をご提出ください。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	手続き可能な人 納税義務者 問い合わせ先 資産税課 ☎ 048-796-8704

市・県民税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなれた方に市・県民税が課税されている場合、市・県民税の納税通知書を、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	相続確定後できるだけ お早めに
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	手続き可能な人 相続人代表者となる方 問い合わせ先 市民税課 ☎ 048-796-8774

9. その他の手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	名義変更は亡くなられた日から15日以内 廃車は亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの 運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。</p> <p>遺族のもの 運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。</p>	運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。
問い合わせ先	運輸支局・ 春日部自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2028

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	名義変更は亡くなられた日から15日以内 廃車は亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの 軽自動車検査協会春日部支所にご確認ください。</p> <p>遺族のもの 軽自動車検査協会春日部支所にご確認ください。</p>	軽自動車検査協会春日部支所にご確認ください。
問い合わせ先	軽自動車検査協会 春日部支所 ☎ 050-3816-3113

9. その他の手続き

原付バイクを持っていた（125cc以下のバイク）

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は亡くなられた日から15日以内 廃車は亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書</p> <p><input type="checkbox"/> ナンバープレート</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人と相続人の関係が分かるもの</p>	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	市民税課 ☎ 048-797-8227

126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）を使用しなくなったときや所有者が死亡したときは、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。	名義変更は亡くなられた日から15日以内 廃車は亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの</p> <p>運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。</p> <p>遺族のもの</p> <p>運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。</p>	運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。
	問い合わせ先
	運輸支局・ 春日部自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2028

250cc 超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）を使用しなくなったときや所有者が死亡したときは、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。	名義変更は亡くなられた日から15日以内 廃車は亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの 運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。</p> <p>遺族のもの 運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。</p>	運輸支局・春日部自動車検査登録事務所にご確認ください。
問い合わせ先	運輸支局・ 春日部自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2028

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は亡くなられた日から15日以内 廃車は亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート</p> <p>遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 被相続人と相続人の関係が分かるもの</p>	相続人またはご遺族
問い合わせ先	市民税課 ☎ 048-797-8227

9. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項変更届

手続き詳細	期 限
犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更について届出が必要です。	飼い主が亡くなられた日から30日以内
手続き可能な人	
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
	リサイクル衛生課 ☎ 048-797-8028

汲取り式トイレを利用していた

手続き し尿汲取り変更・廃止申請

手続き詳細	期 限
世帯人数が変わった場合には、し尿汲取り変更・廃止申請の届出が必要です。	できるだけお早めに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	リサイクル衛生課 ☎ 048-797-8028

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽管理者変更報告書・浄化槽使用休止届出書・浄化槽使用廃止届出書

手続き詳細	期 限
浄化槽管理者（浄化槽の所有者）が亡くなられた場合には、浄化槽管理者変更報告書、浄化槽使用休止届出書または浄化槽使用廃止届出書の届出が必要です。	亡くなられた日から30日以内
手続き可能な人	新しく浄化槽管理者となる方（廃止の場合はご遺族）
必要なもの	問い合わせ先
	リサイクル衛生課 ☎ 048-797-8028

家財整理をしたい

手続き 多量の家庭ごみ処分

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ・集積所に排出する場合には、分割して出すなど、近隣の迷惑にならないよう配慮してください。 ・業者へ廃棄を依頼する場合（有料）には、一般廃棄物収集運搬許可を有する業者を選定してください。 ・やむを得ず、豊野環境衛生センター やクリーンセンターに直接搬入する場合（有料）には、搬入時に故人あての公共料金請求書等、住所がわかるものを提示してください。 <p>※一部、市で処分できない物があります ※ごみの発生場所（住所）が市外の場合は搬入できません ※家庭ごみに限ります</p>	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 リサイクル衛生課 ☎ 048-797-8028

上下水道を使用していた

手続き 使用者変更等の手続き

手続き詳細	期 限
使用者が死亡したときは、使用者の変更または休止の手続きが必要となります。	できるだけお早めに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 経営総務課 ☎ 048-795-6580
遺族のもの	
<input type="checkbox"/> 新しい使用者の氏名が分かるもの	

9. その他の手続き

犯罪行為により亡くなられた

手続き 遺族見舞金支給申請

手続き詳細	期 限
犯罪行為により亡くなられた方の遺族が対象となります。	発生を知った日から2年以内または犯罪行為により亡くなられた日から7年以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票、戸籍謄本等</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	くらしの安全課 048-736-1126

交通事故により亡くなられた、市内小中学生方の保護者

手続き 交通災害見舞金支給申請

手続き詳細	期 限
交通事故発生時に、市内に住民登録がある小中学生の保護者が対象となります。	1年以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 交通事故証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者であることを証する書類</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	くらしの安全課 048-736-1126

緊急通報システムを利用していた

手続き 緊急通報システム廃止手続き

手続き詳細	期 限
緊急通報システム本体及びペンダントの返却が必要になります。	できるだけお早めに
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 緊急通報システム本体及びペンダント	問い合わせ先 高齢者支援課 ☎ 048-736-1114

配食サービスを利用していた

手続き 配食サービス廃止手続き

手続き詳細	期 限
配食サービスの利用停止を行い、配食業者へ停止の連絡を行います。 郵送での手続きも可能です。	できるだけお早めに
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先 高齢者支援課 ☎ 048-736-1114

重度要介護高齢者手当を受給していた

手続き 重度要介護高齢者手当廃止手続き

手続き詳細	期 限
重度要介護手当を受給されていた方が亡くなられ、未払いの手当がある場合は、相続人の口座登録の手続きが必要となります。 郵送での手続きも可能です。	できるだけお早めに
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの	相続人またはご遺族
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	問い合わせ先 高齢者支援課 ☎ 048-736-1114

9. その他の手続き

家族介護用品支給事業を利用していた

手続き 家族介護用品支給事業廃止手続き

手続き詳細	期 限
配達業者への利用停止連絡を行います。 お電話でのご連絡でも手続き可能です。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
	高齢者支援課 ☎ 048-736-1114

高齢者安心見守り事業を利用していた

手続き 高齢者安心見守り事業廃止手続き

手続き詳細	期 限
廃止届出書を提出していただきます。 郵送での手続きも可能です。	できるだけお早めに
必要なもの	問い合わせ先
	高齢者支援課 ☎ 048-736-1114

農地の賃借をしている（利用権設定・農地中間管理権設定）

手続き 農用地利用権設定に関する届出・農地中間管理権設定に関する届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が利用権や農地中間管理権を設定していた場合、解約や契約の継承に伴う名義変更等のお手続きが必要です。	できるだけお早めに
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの 担当課へお問い合わせください。</p> <p>遺族のもの 担当課へお問い合わせください。</p>	農業振興課 ☎ 048-739-7085

農地を所有している

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出

手続き詳細	期 限
農地の権利を相続などによって取得した場合は、届出が必要です。	相続などの権利取得を知った日から10ヵ月以内
手続き可能な人	
	農地の権利を取得した人
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの 担当課へお問い合わせください。</p> <p>遺族のもの 担当課へお問い合わせください。</p>	農業委員会事務局 ☎ 048-739-7087

9. その他の手続き

農業者年金に加入している

手続き 農業者年金死亡関係届出書

手続き詳細	期 限
亡くなられた人が農業者年金を受給していた場合、届出が必要です。	亡くなられた日から10日以内
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの 必要な持ち物は、JA へ確認ください。</p> <p>遺族のもの 必要な持ち物は、JA へ確認ください。</p>	農業委員会事務局 ☎ 048-739-7087

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしていた

手続き パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書の返還手続き

手続き詳細	期 限
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓された方が亡くなられた場合は、証明書および宣誓証明カードを返還する必要があります。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 宣誓証明カード</p> <p><input type="checkbox"/> パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書</p> <p>パートナーのもの</p> <p><input type="checkbox"/> 宣誓証明カード</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	人権共生課 ☎ 048-736-1130

自然災害（※）や火災、交通事故で亡くなられた方の遺族

手続き 春日部市災害見舞金支給申請

手続き詳細	期 限
自然災害や火災、交通事故により亡くなられた方の遺族が対象となります。 ※災害救助法が適用されるなどの災害の場合は「災害弔慰金支給申請」の対象となります。	亡くなられた日から20日以内
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 死亡届（死亡診断書）の写し	福祉総務課 ☎ 048-796-8450
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 申請者の口座番号	

森林の土地（生産緑地に指定された土地）を所有していた

手続き 土地所有者の変更手続き

手続き詳細	期 限
生産緑地に指定された土地の所有者が亡くなられた場合、相続確定後に手続きが必要となる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。	相続確定後90日以内
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> 担当課へお問い合わせください。	公園緑地課 ☎ 048-739-6840
<p>遺族のもの</p> 担当課へお問い合わせください。	

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却	速やかに	健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	亡くなれた日から2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	なるべくお早めに（5年以内）	厚生年金に加入されていた方が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たすときに、その方によって生計維持されていたご遺族が受け取ることができます。 お近くの年金事務所にご相談ください。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	亡くなられた日から 1ヶ月以内	税務署に提出します。 春日部税務署 ☎ 048-733-2111
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先が使用可能であることの証明（受入証明書、墓地使用契約書等）を発行してもらいます。

2 埋葬証明を受ける

現在、埋葬されている墓地の管理者から、改葬許可申請書に埋葬証明を受けます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書等・埋葬証明

▼提出先（受取先）

現在墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課 戸籍担当

☎ 048-796-8509

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	春日部警察署 ☎ 048-734-0110
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	春日部保健所 ☎ 048-737-2133
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	春日部税務署 ☎ 0570-00-5901
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	さいたま地方法務局 春日部出張所 ☎ 048-752-2357

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しくださいと手続きが進めやすくなります。

..... MEMO

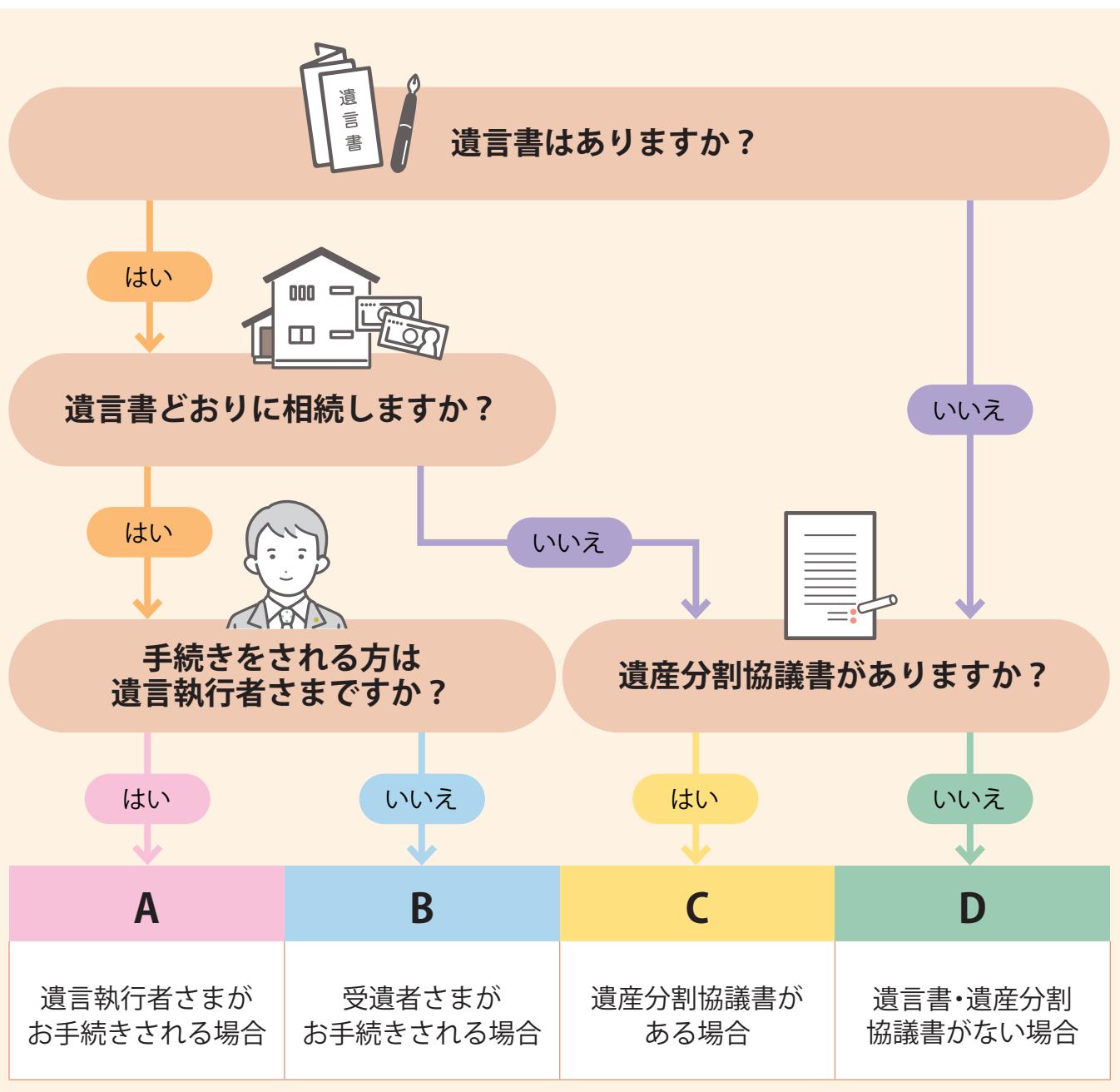
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{ 万円} + 600\text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

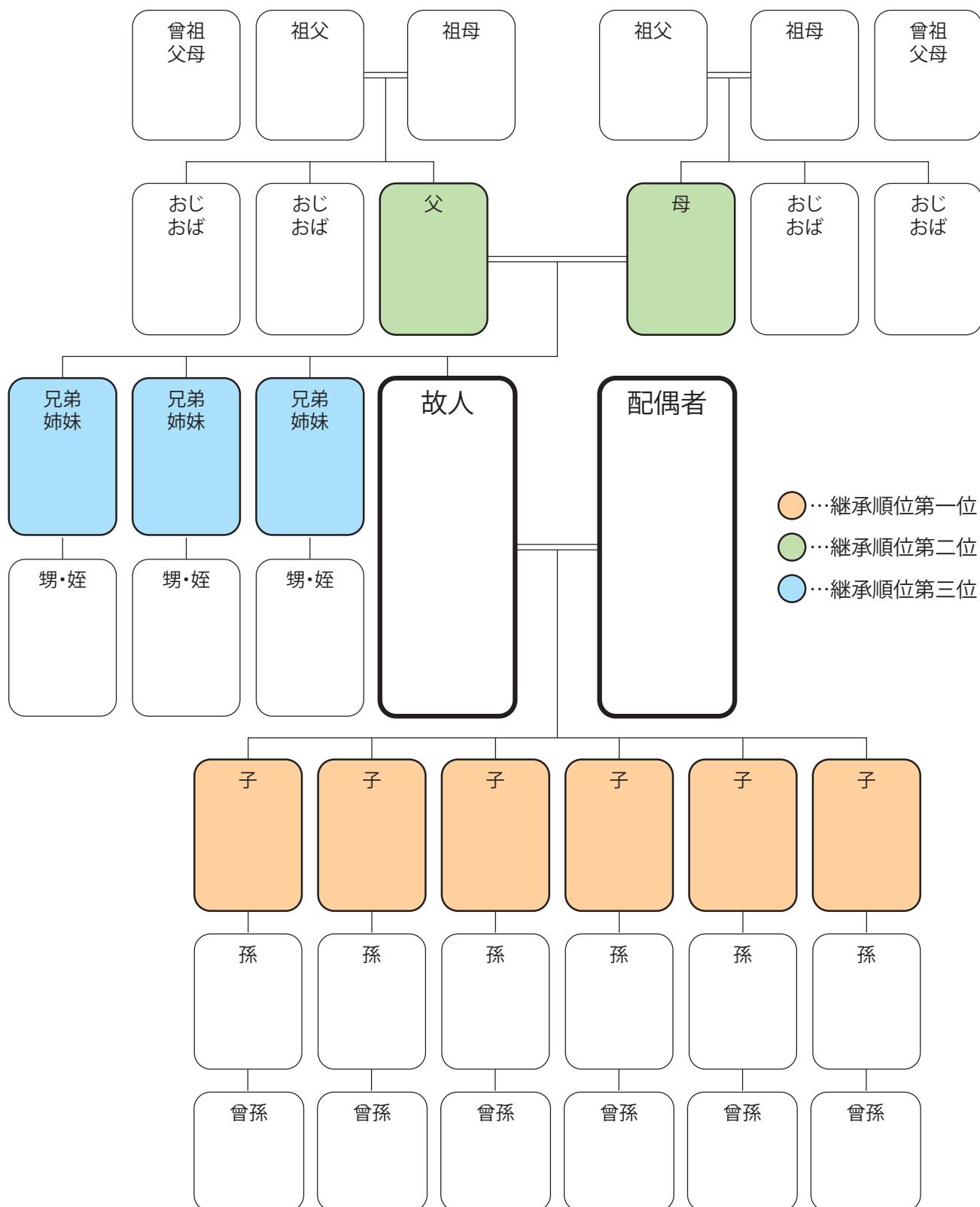
各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

各種無料相談

※春日部市民が対象です。詳細は各問い合わせ先へご確認ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相談 【相談員】	内容	日程・時間	会場	問い合わせ先
法律相談 (予約制) 【弁護士】 ※年度に一人1回	離婚、相続、金銭貸借、不動産などの法律に関すること	毎週木曜日 (祝休日・年末年始を除く) 13:20～16:25	春日部市役所 市民相談室 (第二庁舎2階)	春日部市役所 市民相談室 直通：048-739-6832
		毎月第2・最終水曜日 (祝休日のときは変更) 13:20～16:25	庄和総合支所 相談室 (総合支所2階)	庄和総合支所 総務担当 直通：048-746-9701
登記相談 (予約制) 【司法書士】 【土地家屋調査士】	土地・建物などの測量、相続での不動産登記手続き、遺言に基づく登記手続き、成年後見開始申立書の作成に関する相談(言い分をとりまとめる範囲)など	毎月第3水曜日 (祝休日のときは変更) 13:00～16:00	春日部市役所 市民相談室 (第二庁舎2階)	春日部市役所 市民相談室 直通：048-739-6832
		毎月第1水曜日 (祝休日のときは変更) 13:00～16:00	庄和総合支所 相談室 (総合支所2階)	庄和総合支所 総務担当 直通：048-746-9701
土地・建物不動産相談 【宅地建物取引業協会相談員】	土地・建物不動産に関すること	毎月第2水曜日 (祝休日のときは変更) 13:00～16:00		
行政書士相談 【行政書士】	官公署に提出する許認可申請、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書作成のための相談(相談者の意向を取りまとめる範囲)	毎月第3火曜日 (祝休日のときは変更) 13:30～16:30	春日部市役所 市民相談室 (第二庁舎2階)	春日部市役所 市民相談室 直通：048-739-6832

◆市役所代表 048-736-1111

◆庄和総合支所代表 048-746-1111

令和6年
4月1日から

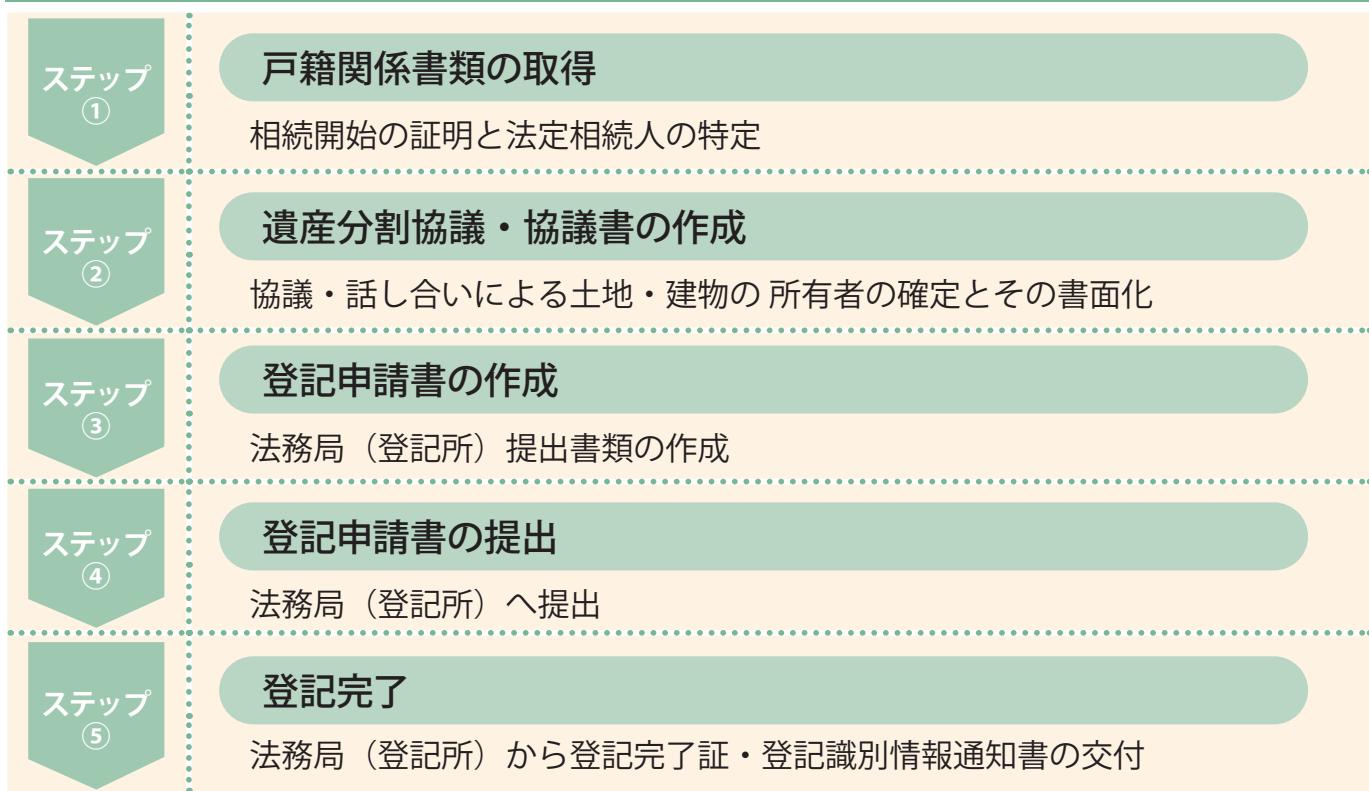
不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

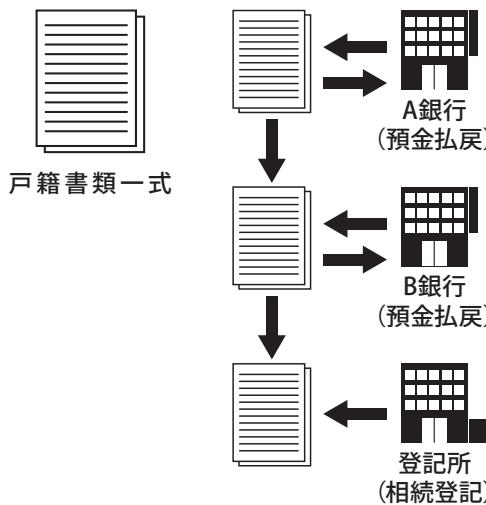
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

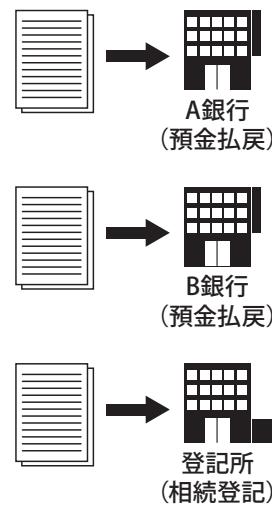
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

※コピーしてお使いください

委任状

代理人

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)春日市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

「委任事項」欄に記載がない場合は手続きできません。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO



発 行 春日部市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年12月